

財団法人 いけだ市民文化振興財団

寄 付 行 為

財団
法人 いけだ市民文化振興財団

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人いけだ市民文化振興財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府池田市栄町1番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、池田市において文化事業を行い、あわせて市民の文化活動を支援し、もって市民文化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 芸術、美術その他文化（文化の振興及び普及に係る国際交流を含む。）事業の企画及び実施
- (2) 文化に関する調査研究、情報の収集及び提供
- (3) 市民の文化活動に対する支援
- (4) 美術品、絵画、工芸品、古物の取り扱い
- (5) その他法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) 補助金等
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金と する等安全確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の業務遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、大阪府教育委員会の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に、大阪府教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第12条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて、毎会計年度終了後3月以内に、大阪府教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算は剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、大阪府教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第15条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員、顧問及び職員

(役員)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内（うち、会長1名、理事長1名、副理事長1名及び常務理事1名）
- (2) 監事 2名

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は互選で会長、理事長、副理事長及び常務理事を定める。

- 2 特定の理事とその親族その他特殊の関係のある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員及び職員を兼ねることができない。
- 4 理事と監事との間、及び監事相互の間に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務)

第18条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、会長の意を受けてこの法人の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づき、日常の業務を処理する。
- 5 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第19条 監事はこの法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は大阪府教育委員会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第20条 この法人の役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第21条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第22条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には、費用弁償をすることができる。
- 3 役員報酬等は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員)

第23条 この法人に、評議員15名以上23名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
- 3 特定の評議員とその親族その他特殊の関係のある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
- 4 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 5 評議員には、第20条、第21条及び第22条第2項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第24条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事会に対し、必要と認める事項について助言する。

(顧問)

第25条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を経て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営について意見を述べるることができる。

(職員)

第26条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

第5章 会議

(理事会の招集等)

第27条 理事会は、理事長が招集し、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 理事会の議長は理事長とする。
- 3 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 4 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長又は理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたとき。
 - (3) 第19条第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- 5 理事長は、前項第2号及び第3号に該当する場合は、その請求があった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(理事会の定足数等)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為で別に定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第29条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
 - (2) 事業報告及び収支決算についての事項
 - (3) 基本財産についての事項
 - (4) 長期借入金についての事項
 - (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
 - (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。
- 2 前2条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、前2条中「理事会」及び「理事」とあるのは、「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第30条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、大阪府教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第32条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、大阪府教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第33条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、大阪府教育委員会の許可を受けて、池田市又はこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第7章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第34条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第4号までの書類及び同項第6号の書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号から第9号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細則)

第35条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、大阪府教育委員会の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。

- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成11年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の理事及び監事は、第17条の規定にかかわらず、次のとおりとし、その任期は、第20条第1項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成12年3月31日までとする。

理 事	(会 長)	安 藤 百 福
理 事	(理 事 長)	清 瀧 一 也
理 事	(副理事長)	豊 住 峯
理 事	(常務理事)	楠 田 治 朗
理 事		河 村 静 也
理 事		岡 田 彰 子
理 事		谷 口 梶 藏
理 事		藤 本 幸 男
理 事		上 田 二 郎
理 事		上 田 保 隆
理 事		スーシー・ネルソン
理 事		川喜田 好 恵
理 事		鶴 原 三 郎
理 事		長 江 雄之介
監 事		池 田 栄 吉
監 事		小 島 隆